

# 京都府医療勤務環境改善支援センター

## Support Center News

July 2019. | Vol. 43

### 医師の働き方に改革に関する検討会 報告書について

2019年3月28日に医師の働き方改革に関する検討会において、2024年4月に適用される医師に関する時間外労働規制に向けて、医師の時間外労働規制の具体的な在り方、労働時間の短縮策等についてとりまとめが行われました。

取りまとめられた内容では、医療機関で患者に対する診療に従事する勤務医の時間外労働の上限水準を【(A)水準】とし、通常予見される時間外労働につき、延長することができる時間数として36協定で協定する時間数の上限は、医師についても一般労働者と同等の働き方を目指すという視点に立って、労働基準法第36条第4項の限度時間と同じ時間数とされました。また、地域での医療提供体制を確保するための経過措置として暫定的な特例水準を【(B)水準】、一定の期間集中的に技能向上のための診療を必要とする医師を【(C)水準】とし、年間1,860時間が限度とされました。

### 1 A・B・C水準の在り方

診療従事勤務医の時間外労働の上限水準として、脳・心臓疾患の労災認定基準を考慮した【(A)水準】を設定。このほかに、2つの水準を設定。

▶ 地域医療提供体制の確保の観点 (①2024年時点ではまだ約1万人の需給ギャップが存在し、さらに医師偏在解消の目標は2036年、②医療計画に基づき改革に取り組む必要性、③医療ニーズへの影響に配慮した段階的改革の必要性) から、やむを得ず(A)水準を超えざるを得ない場合を想定し、地域医療確保暫定特例水準【(B)水準】を設定。

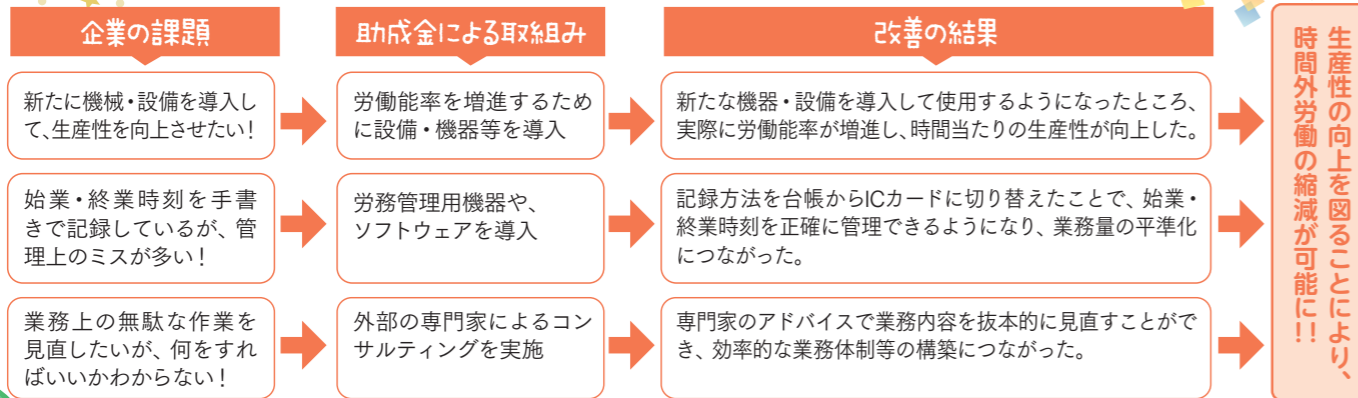
▶ ①臨床研修医・専門研修中の医師の研鑽意欲に応じて一定期間集中的に知識・手技を身につけられるようにすること、②高度な技能を有する医師を育成する必要がある分野において新しい診断・治療法の活用・普及等が図られるようにすること、が必要であり、集中的技能向上水準【(C)-1水準】(①に対応)、【(C)-2水準】(②に対応))を設定。



## 時間外労働等改善助成金 時間外労働上限設定 コースのご案内

2020年4月1日から、中小企業に、**時間外労働の上限規制**が導入されます。このコースは、長時間労働の見直しのため、働く時間の縮減に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。是非ご活用ください。

### 課題別に見る助成金の活用事例

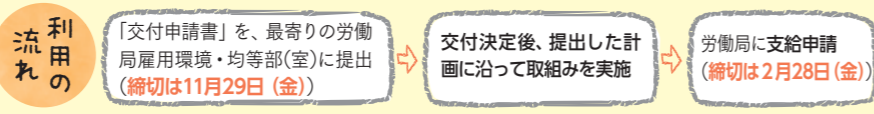


### 時間外労働上限設定コースの助成内容

対象事業主	支給対象となる取組み	成果目標
平成29年度又は平成30年度において「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」に規定する限度時間を超える内容の時間外・休日労働に関する協定を締結している事業場を有する中小企業事業主(※1)で、当該時間外労働及び休日労働を複数月行った労働者(単月に複数名行った場合も可)がいること。	～いずれか1つ以上を実施すること～ ①労務管理担当者に対する研修(※2) ②労働者に対する研修(※2)、周知・啓発 ③外部専門家によるコンサルティング ④就業規則・労使協定等の作成・変更 ⑤人材確保に向けた取組み ⑥労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新(※3) ⑦テレワーク用通信機器の導入・更新(※3) ⑧労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新(※3)	支給対象となる取組みは、以下の「成果目標」の達成を目指して実施してください。 事業主が事業実施計画において指定した全ての事業場において、令和元年度又は令和2年度に有効な36協定の延長する労働時間数を短縮して、以下のいずれかの上限設定を行い、労働基準監督署へ届出を行うこと。 ①時間外労働時間数で月45時間以下かつ、年間360時間以下に設定 ②時間外労働時間数で月45時間を超え月60時間以下かつ、年間720時間以下に設定 ③時間外労働時間数で月60時間を超え、時間外労働時間数及び法定休日における労働時間数の合計で月80時間以下かつ、時間外労働時間数で年間720時間以下に設定

(※1) 中小企業事業主の範囲  
AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります。

業種	A 資本または出資額	B 常時使用する労働者
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下



「成果目標」の達成状況に応じて、支給対象となる取組みの実施に要した経費の一部を支給します。  
※詳細については、右記の厚生労働省HPよりご確認ください。  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000120692.html>

- ## 6月の活動内容
- 医療機関の勤務環境に係る実態把握**  
「京都いきいき働く医療機関認定制度」を推進し、医療機関へ勤務環境マネジメントシステムの導入の促進を図ります。  
◆「京都いきいき働く医療機関認定制度」実施確認  
令和元年6月:1病院 <令和元年度合計:5病院>
  - 医療機関への病院訪問**  
勤務環境改善推進員および社会保険労務士等のアドバイザーを直接、医療機関へ派遣し、現状の勤務環境の把握、勤務環境改善に関する相談・支援を行っています。  
<令和元年度合計:3病院>
  - 勤務環境改善に取り組む医療機関への個別支援・相談対応等**  
随時医療経営や労務管理のアドバイザーが医療機関からの勤務環境改善に関する相談、照会等に対応すると共に、ニーズに応じて医療機関に勤務環境改善推進員、社会保険労務士等のアドバイザーを派遣し、勤務環境改善のための取組みの支援を行っています。
  - 勤務環境改善に関する研修会等の実施**  
医療機関を対象とした勤務環境改善に関する研修会等を開催します。

### 医療勤務環境改善研修会 「多職種の仕事改革について」

北部地域開催

日時: 令和元年7月18日(木) 午後1時30分～午後4時  
場所: サンプラザ万助 3Fピアノコルーチェ  
定員: 100名

京都市内・南部地域開催

日時: 令和元年12月12日(木) 午後2時～午後4時30分  
場所: メルパルク京都 5F会議室A京極  
定員: 120名

開催内容: 1. 基調講演  
テーマ: 「医療機関における働き方改革と勤務環境改善の取組み」  
講師: 深澤 理香氏  
(深澤社会保険労務士事務所特定社会保険労務士)  
2. 事例発表(事務部門、看護部門より各1施設発表)  
3. シンポジウム

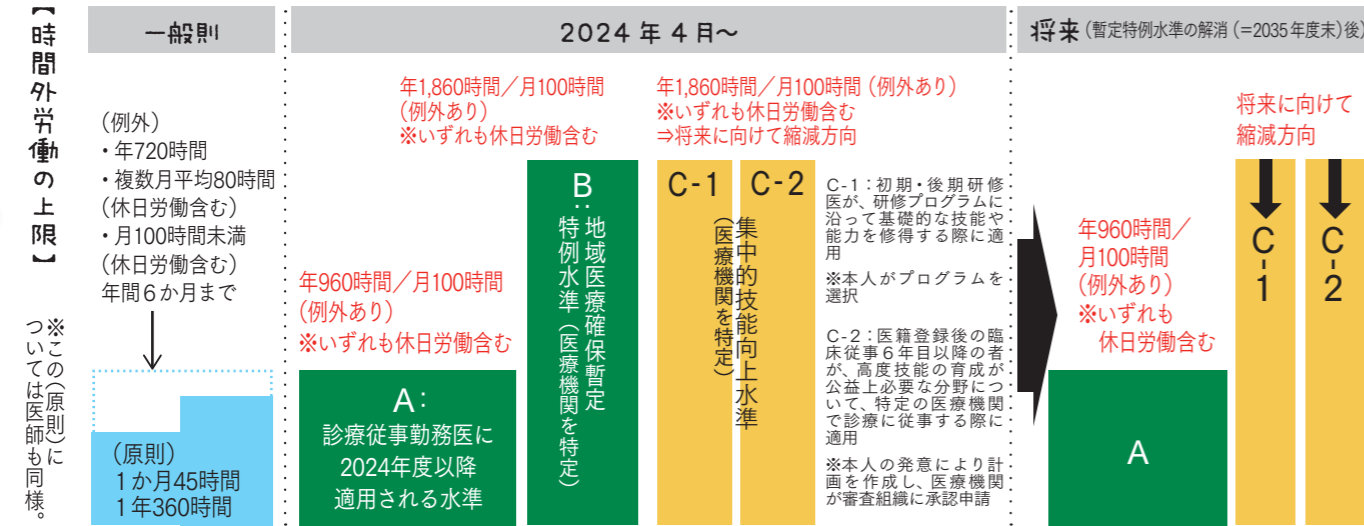
参加費: 無料

※各研修の申込方法/京都私立病院協会ホームページの「研修会・講習会申込」からお申し込みください。定員に達し次第、締め切りますので、お早目にお申し込みください。

## 2 医師の時間外労働規制について①

2024年4月までの5年間において、医療機関は自らの状況を適切に分析し、計画的に労働時間短縮に取り組んでいく必要があります。 (C)水準の対象となる業務を除き、なるべく多くの医療機関が(A)水準の適用となることを目指します。

(B)水準は、暫定的な特例であることから、将来的にはなくなり、(C)水準の対象となる業務を除き、(A)水準の適用に収められます。2024年4月以降、医療計画の見直しサイクル(2027年度・2030年度・2033年度)に合わせて実態調査等を踏まえた段階的な見直しの検討を行いつつ、規制水準の必要な引き下げを実施し、2035年度末を目標に暫定特例水準が終了年限となります。



【追加的健康確保措置】

月の上限を超える場合の面接指導と就業上の措置 (いわゆるドクターストップ)	
<p>連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット(努力義務)</p> <p>※実際に定める36協定の上限時間数が一般則を超えない場合を除く。</p>	<p>連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット(義務)</p> <p>※初期研修医については連続勤務時間制限を強化して徹底(代償休息不要)</p>
<p>連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット(義務)</p> <p>※あわせて月155時間を超える場合には労働時間短縮の具体的な取組を講ずる。</p>	<p>連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット(義務)</p> <p>※実際に定める36協定の上限時間数が一般則を超えない場合を除く。</p>

## 3 医師の時間外労働規制について②

人命を預かるという医療の特性から、やむを得ず、一般の労働者に適用される時間外労働の上限を超えて医師が働かざるを得ない場合に、医師の健康を確保し、医療の質や安全を確保するために、一般労働者について限度時間を超えて労働させる場合に求められている健康福祉確保措置に加えた措置(追加的健康確保措置)を講ずる必要があります。また、個々の医療機関が労働時間短縮・医師の健康確保を進めた上で、労使で十分に話し合い、時間外労働について36協定を締結することが重要となります。

	(A)水準	(B)水準	(C)水準
36協定で締結できる時間数の上限	①通常の時間外労働(休日労働を含まない) ②「臨時的な必要がある場合」(休日労働を含む)	月45時間以下・年360時間以下	
③36協定によっても超えられない時間外労働の上限時間(休日労働を含む)	月100時間未満(ただし下表の面接指導等を行った場合には例外あり)	年960時間以下	年1,860時間以下
適正な労務管理(労働時間管理等)	月100時間未満(例外につき同上)		
医師労働時間短縮計画の作成によるPDCAの実施	年960時間以下	年1,860時間以下	
追加的健康確保措置	連続勤務時間制限28時間 ※1(宿日直許可なしの場合)	現行どおり(勤務環境改善の努力義務)	義務
	勤務間インターバル9時間	努力義務(②が年720時間を超える場合のみ)	義務
	面接指導(睡眠・疲労の状況の確認を含む)・必要に応じ就業上の措置(就業制限、配慮、禁止)	時間外労働が月100時間以上となる場合は義務(月100時間以上となる前に実施 ※3)	

※さらに、時間外労働月155時間超の場合には労働時間短縮の措置を講ずる。

□追加的健康確保措置については医事法制・医療政策における義務付け、実施状況確認等を行う方向で検討(36協定にも記載)。面接指導については労働安全衛生法上の義務付けがある面接指導としても位置づける方向で検討。

※1 (C)-1水準が適用される初期研修医の連続勤務時間制限については、28時間ではなく1日ごとに確実に疲労回復させるため15時間(その後の勤務間インターバル9時間)又は24時間(同24時間)とする。  
 ※2 長時間の手術や急患の対応等のやむを得ない事情によって例外的に実施できなかった場合には、代償休息によることも可能(C)-1水準が適用される初期研修医を除く。  
 ※3 時間外労働実績が月80時間超となった段階で睡眠及び疲労の状況についての確認を行い、(A)水準適用対象者の場合は疲労の蓄積が確認された者について、(B)・(C)水準適用対象者の場合は全ての者について、時間外労働が月100時間以上となる前に面接指導を実施。

## 「京都いきいき働く医療機関認定制度」

「より働きやすい働きがいのある職場を目指して」

当センターでは、平成29年1月から「京都いきいき働く医療機関認定制度」を開始しました。

職員一人ひとりがいきいきと輝ける職場づくりに取り組むことを宣言し、勤務環境改善に取り組む病院を当センターが認定します。

本制度により、自院の勤務環境における課題が明確になり、認定取得に向けた取組を通じて職員のモチベーションを高め、さらには認定取得により働きがい・働きやすさを広くアピールすることで、人材確保・定着に繋がります。

現在、下記の28病院が「いきいき働く基本認定医療機関」に認定されております。基本認定に必要な50項目が達成できたら、センターに申請を頂き、センターによる実施確認、認定審査会での審議を経て認定を行います。まず最初に宣言書をセンターにご提出後、基本50項目が達成できたら、センターまで申請をお願いいたします。

- 京都府医療勤務環境改善支援センター
- |            |                     |                |                 |              |
|------------|---------------------|----------------|-----------------|--------------|
| 1 京都南西病院   | 2 向日回生病院            | 3 蘇生会総合病院      | 4 脳神経リハビリ北大路病院  | 5 嵯峨野病院      |
| 6 いわくら病院   | 7 洛和会音羽病院           | 8 宇多野病院        | 9 京都リハビリテーション病院 | 10 京都九条病院    |
| 11 もみじヶ丘病院 | 12 綾部市立病院           | 13 田辺中央病院      | 14 なぎ辻病院        | 15 京都市民連中央病院 |
| 16 京都ルネス病院 | 17 京都博愛会病院          | 18 精華町国民健康保険病院 | 19 洛西ニュータウン病院   | 20 宮津武田病院    |
| 21 相馬病院    | 22 京都回生病院           | 23 京都きづ川病院     | 24 洛和会音羽記念病院    | 25 北山武田病院    |
| 26 富田病院    | 27 洛和会音羽リハビリテーション病院 | 28 田辺記念病院      |                 |              |
- いきいき働く認定医療機関(基本認定:令和元年6月末現在)

「いきいき働く医療機関宣言」受付中!

令和元年6月末現在、81病院が宣言され、認定取得に向けて勤務環境改善への取組を開始されています。宣言書は、随時受付中です。未宣言の病院は、まずは「いきいき働く医療機関宣言書」をセンターに提出しましょう。

～勤務環境改善で人材確保・定着へ。改善に向けてまずは宣言を!～

- いきいき働く宣言医療機関 (令和元年6月末現在)
- ※表示はセンターへの宣言書到着順
- |                      |                    |                     |                 |
|----------------------|--------------------|---------------------|-----------------|
| 1 京都リハビリテーション病院      | 22 いわくら病院          | 43 洛和会音羽リハビリテーション病院 | 64 京都東山老年サナトリウム |
| 2 京都ルネス病院            | 23 相馬病院            | 44 洛和会東寺南病院         | 65 金井病院         |
| 3 田辺中央病院             | 24 向日回生病院          | 45 身原病院             | 66 京都鞍馬口医療センター  |
| 4 田辺記念病院             | 25 亀岡シミズ病院         | 46 洛西シミズ病院          | 67 五木田病院        |
| 5 精華町国民健康保険病院        | 26 綾部市立病院          | 47 洛西ニュータウン病院       | 68 丹後中央病院       |
| 6 京都九条病院             | 27 稲荷山武田病院         | 48 医仁会武田総合病院        | 69 愛生会山科病院      |
| 7 西京病院               | 28 京都博愛会病院         | 49 武田病院             | 70 宇治病院         |
| 8 シミズ病院              | 29 学研都市病院          | 50 伏見岡本病院           | 71 京都桂病院        |
| 9 ほうゆう病院             | 30 脳神経リハビリ北大路病院    | 51 京都岡本記念病院         | 72 西陣病院         |
| 10 宮津武田病院            | 31 京都回生病院          | 52 亀岡病院             | 73 大島病院         |
| 11 松ヶ崎記念病院           | 32 木津屋橋武田病院        | 53 高雄病院             | 74 むかいじま病院      |
| 12 長岡病院              | 33 嵯峨野病院           | 54 なぎ辻病院            | 75 市立舞鶴市民病院     |
| 13 京都南病院             | 34 京都南西病院          | 55 八幡中央病院           | 76 渡辺病院         |
| 14 新京都南病院            | 35 十条武田リハビリテーション病院 | 56 市立福知山市民病院        | 77 京都市民連あすかい病院  |
| 15 京都市民連中央病院         | 36 北山武田病院          | 57 田辺病院             | 78 洛北病院         |
| 16 もみじヶ丘病院           | 37 賀茂病院            | 58 蘇生会総合病院          | 79 南京都病院        |
| 17 三菱京都病院            | 38 京都きづ川病院         | 59 京都双岡病院           | 80 新河端病院        |
| 18 吉川病院              | 39 宇多野病院           | 60 なごみの里病院          | 81 西山病院         |
| 19 宇治武田病院            | 40 洛和会丸太町病院        | 61 富田病院             |                 |
| 20 京都久野病院            | 41 洛和会音羽病院         | 62 綾部ルネス病院          |                 |
| 21 第二久野病院(京都久野病院と統合) | 42 洛和会音羽記念病院       | 63 六地藏総合病院          |                 |

お気軽にお電話またはご来訪ください。

<p>京都府医療勤務環境改善支援センター TEL 075-354-8830 FAX 075-354-8834</p>	<p>京都医療労務管理相談コーナー TEL 075-354-8844 FAX 075-354-8834</p>
<p>業務時間 場 所</p>	<p>月曜日～金曜日(土日祝日、年末年始を除く) 9時30分～17時30分 COCON烏丸8階(京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町620番地)</p>

※ご来訪される場合、事前にご連絡をお願い致します。病院訪問のご希望があれば、ご連絡ください。